

介護保険の軽度の認定者に十分な介護サービスを保障することを求める意見書

社会保障制度改革国民会議は4月の会議で、「軽度の高齢者は、見守り・配食等の生活支援が中心であり、要支援者の介護給付範囲を適正化すべき。具体的には、保険給付から地域包括ケア計画と一体となった事業に移行し、ボランティア、NPOなどを活用し柔軟・効率的に実施すべき」との方向性を議論の整理点としてまとめた。

このことは、要支援1、2の比較的軽度の認定者を介護保険給付の対象からはずし、サービスの実施を市町村に委ねるものである。

地域間格差によってサービスが縮小した場合、公的な保険制度だけでは必要なサービスを受けることが難しくなるものと考えられることなどから、高齢者の生存権を保障するためにも、軽度の認定者を介護保険給付の対象からはずすような保険給付範囲の縮小を行うべきではない。

よって、政府においては、要支援1、2の認定者を介護保険給付の対象から分離することで、介護サービスが受けられなくなることをないよう介護制度の維持及び充実を図るとともに、今後の社会保障制度改革国民会議においては、国民のニーズをより反映できる審議となるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年（2013年）6月12日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び市民ネットワーク北海道

所属議員全員